

事務連絡
令和3年12月9日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス対策本部
厚生労働省医薬・生活衛生局検疫所業務課

B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る対応として国からの要請に
基づき都道府県が行う事業について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されています。

このため、現在、指定国・地域からの入国者に対しては、検疫所が確保する宿泊施設での待機を求めているところです。宿泊施設での待機を求める入国者に対し、都道府県が、国からの要請に協力してすでに確保している宿泊療養施設を活用して受け入れる場合については、当該入国者受入に係る経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。

なお、実際の運営については、国から職員を派遣して行うなど関与することとされていますので、申し添えます。

問1 都道府県の行う事業は宿泊療養となるのでしょうか。

(答) 宿泊療養ではなく、国の要請に基づき都道府県が実施する事業となります。ただし、待機者においては、検疫法第16条の2に基づき待機の要請がかかっている者になります。

問2 国からの要請に基づき実施する場合にあっても、補助対象となる費用は、宿泊療養と同一でしょうか。

(答) 当該事業については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）実施要綱3（2）の事業として実施することになり、補助対象や限度額については、実施要綱3（2）の範囲と同一になります。ただし、国との協議により特に認められた費用については対象となります。

問3 空港等から都道府県が確保した宿泊療養施設までの移送にかかる費用も対象となるのでしょうか。

(答) 原則国で対応しますが、当該待機を実施する上で、都道府県が移送も実施する場合には、その費用についても交付金の対象となります。

問4 待機者が施設から出ようとするなど待機を行わない場合には、都道府県は、待機施設にとどめておくことができるのでしょうか。

(答) 都道府県の実行する事業は、検疫法上の停留ではありませんが、当該者については検疫法第16条の2に基づき待機の要請がかかっている者であるため、宿泊施設にとどまらないような行動をとる者に対しては、検疫所長の権限で停留を行うことになるため、速やかに国にご連絡ください。

なお、検疫所長の停留措置前に待機者が宿泊施設外に出るような場合には、指定国・地域からの入国者は、感染のおそれのある者であるため、都道府県知事等は、感染症法上の防疫等の措置を行うことができます。

問5 受け入れるにあたり宿泊施設の運営人員が足りない場合は都道府県で確保する必要があるのでしょうか。国からの応援は見込めるのでしょうか。

(答) 都道府県の実施する宿泊施設にかかる運営人員については、まずは都道府県において確保をお願いします。国からの要請に協力していただく場合において、都道府県が確保する運営人員が足りない場合は、国と協議いただき、宿泊施設の運営が可能と見込まれる場合にご協力をお願いします。